



## 賛助会員規約

### 第1条（目的）

本規約は、定款第2章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（資格）

当会の主旨に賛同し、当会を賛助するために入会した個人・法人・団体とする。

### 第3条（議決権）

賛助会員は当会の総会における議決権を持たない。

### 第4条（入会）

当会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し会長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員期間は7月1日から翌年の6月31日までとする。

### 第5条（年会費及び納入）

- 1）一口1万円（スタンダード会員）
- 2）一口10万円（プレミアム会員）

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、当会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

### 第6条（更新）

当会の会員を更新するためには、別に定める会員更新申込を申請し会長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

### 第7条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

### 第8条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合納入された年会費は返納しない。

また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 当会定款、本規約に違反した場合。
- 2) 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- 3) 故意、過失に問わず、当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

#### **第9条（守秘義務）**

当会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。  
また、会員は当会の許可を得ずに、会員として知り得た当会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### **第10条（禁止事項）**

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など当会へ虚偽の申請を行う行為。
- 2) 他の会員、第三者もしくは当会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- 3) 当会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
- 4) その他、当会理事会が不適切と判断する行為。

#### **第11条（特典利用）**

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 当会からのニュース、その他情報。  
（郵送物は1社につき1部、メール配信は1社につき3ヶ所とする。）
- 2) 当会が参加する競技会のチケットを優待価格で利用、もしくは招待。
- 3) 当会が主催する講習会・パーティー等イベントを優待価格で利用、もしくは招待。  
※ただし開催されるイベントによっては優待もしくは招待の数に限りがある為、必ずしも希望に添えるものとは限らない。
- 4) 当会のホームページのバナーやお名前の掲載、及びリンク。

#### **第12条（その他）**

- 1) 当会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当会に損害を与えた場合、当会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。
- 2) 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は理事会で決定する。

（附則）

本規約は平成28年7月1日から施行する。